株式移転に係る事後開示書面

（会社法第 811 条第１項第２号及び第 815 条第３項第３号
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項）

2024 年 10 月１日

飛島ホールディングス株式会社

飛島建設株式会社

2024年10月１日

株式移転に係る事後開示書面

東京都港区港南一丁目８番15号
飛島ホールディングス株式会社
代表取締役社長　髙橋　光彦

東京都港区港南一丁目８番15号
飛島建設株式会社
代表取締役社長　乘京　正弘

飛島建設株式会社（以下「飛島建設」といいます。）は、2024年６月27日開催の第81期定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2024年10月１日をもって、株式移転設立完全親会社である飛島ホールディングス株式会社（以下「飛島ホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第１項第２号及び第815条第３項第３号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

１．株式移転が効力を生じた日

2024年10月１日

２．株式移転完全子会社における会社法第805条の２の規定による手続の経過

会社法第805条の２の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

３．株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

飛島建設は、会社法第806条第３項及び第４項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第２項及び第161条第２項の規定に基づき、2024年６月28日付で、飛島建設の株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社である飛島ホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第806条第１項の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでし

た。

なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

４．株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数

飛島建設　普通株式　19,225,868 株

５．その他株式移転に関する重要な事項

（１）飛島ホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における飛島建設の株主に対し、その保有する飛島建設の普通株式１株につき飛島ホールディングスの普通株式１株の割合をもって割当交付いたしました。

（２）飛島ホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。

①資本金の額　　：5,500 百万円
②資本準備金の額　　：3,000 百万円
③利益準備金の額　　：0 円

（３）飛島ホールディングスの普通株式は、2024 年 10 月１日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。なお、飛島建設の普通株式は、2024 年９月 27 日をもって、東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。

以　上